

議会からのお知らせ

鹿部町議会だより32号



平成19年第4回定例会は、12月6日に招集され会期を2日間と決め町長の行政報告のあと、一般質問を行いました。また、承認2件、議案11件、意見案5件を審議し全て原案のとおり可決し会期を1日残して閉会しました。なお、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

◎承認

△平成19年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により9月10日付けで専決処分したものです。内容は、9月7日の台風9号において、町内の河川、道路や側溝で災害が発生したため、急を要することから、土砂の撤去等を実施するため、道路橋梁災害復旧費の修繕料1百50万円を追加措置したものが主なものです。

これにより、歳入歳出予算総額は25億5百78万3千円となりました。

△平成19年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認について

地方自治法の規定により11月19日付けで専決処分したものです。

内容は、中央公民館表面の壁のレリーフが劣化により崩落し、また公民館前の水銀灯が腐食により漏電を起したことから、公民館を利用する方々の安全性を考慮し公民館費の修繕料68万3千円を追加措置したものです。

これにより、歳入歳出予

算総額は25億6百46万6千円となりました。

◎条例

△鹿部町職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設けたことに伴い、鹿部町職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正するものが主なものです。

△鹿部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、特別職の期末手当については、一般職の期末勤勉手当の支給率として、平成19年度から平成20年度に引き上げ0.05月分を6月と12月に0.025月を配分し引き上げるものです。

△鹿部町教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿部町特別職の職員の給与に関する条例と同様の措置を、本条例の対象となる教育長にも適用するものです。

△鹿部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告により国家公務員の給与改正に準じて改正するもので主な内容は次のとおりです。

- ・20代を中心とした若年層の基本給を月額平均で、0.35%アップ、給料表では1級から3級まで、扶養手当で現行6,000円を5000円アップし、6,500円に改定。
- ・期末勤勉手当の年間支給月数を現行4.45ヵ月から0.05ヵ月アップして4.5ヵ月とする改定。

△鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について

内容は、平成18年度において国の三位一体改革により、税源移譲が実施され、

平成19年1月分より所得税が減額となった一方で、課税対象者の殆どの方が同年6月分より住民税（町道民税）が増え、現行の、鹿部町税条例条では「個人の町民税の納期」が、3期となつていことから、1期あたりの納税額の軽減と納期内完納の推進及び滞納の防止を図るため、これを4期とするものです。

△鹿部町福祉有償運送等運営協議会設置条例を廃止する条例の制定について

国土交通省から本法の福祉有償運送の取扱についての運営協議会に関する考え方が各項目に亘つて提示され、当初、条例制定での対応とした従来からの指導を実施要綱での措置対応が可能であるとしたモデル要綱を示しての指導通達がありましたので、本条例を廃止するものです。

△鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

防災行政無線を従来のアナログ式からデジタル式への更新に当たつて総合体育館に設置しておりました遠

隔制御局を廃止したことに伴い本条例の一部を改正するものです。



◎補正予算

△平成19年度鹿部町一般会計補正予算について

歳入歳出それぞれ8百1万3千円を追加し、予算総額25億1千4百47万9千円となりました。

内容は、原油価格の高騰に伴う燃料費の補正額で2百28万1千円の追加、嘱託職員の賃金及び共済費で1百71万4千円の追加、役場庁舎内サーバー室の空調設備改修工事で1百8万2千円の追加、中学校教室の黒板修繕料で99万5千円の追加が主なものです。

△平成19年度鹿部町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ2千1百7万5千円を追加し、予算総額8億3千5百68万円となりました。

内容は、退職被保険者等療養給付費（医療費）1千9百20万5千円の追加が主なものです。

△平成19年度鹿部町老人保健特別会計補正予算について

歳入歳出それぞれ1千5百34万4千円を追加し、予算総額5億1千5百34万8千円となりました。

内容は、平成18年度の老人医療給付費の精算による国、道、町一般会計への返還金1千2百61万4千円の追加が主なものです。

△平成19年度鹿部町水道事業会計補正予算について



収益的支出を1百52万7千円減額し、予算総額9千8百18万5千円となりました。内容は、人事院勧告に基づく、給与改定及び休職している職員の給与の調整で1百1千円を減額したものが主なものです。

◎意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁等へ提出しました。

◇「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書について



◇地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書について

◇労働法制の拡充を求める意見書について

◇最低賃金法的大幅引き上げと均等待遇の実現を求める意見書について



◇第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書について

一 般 質 問



■鹿部町の観光と将来展望について

(質問者)

佐藤 頼幸 議員

鹿部町の観光と将来展望について伺います。

当町の基幹産業は漁業でありますが、一方では、古くから温泉の街としても知られております。

平成11年には、地域活性化と観光の目玉として「し

かべ間歇泉公園」をリニューアルオープンしたところですが、現在は観光客の入込みは大きく減少傾向にあると伺っております。間歇公園の入園者数の増加を含め、今後どのような考えを持っているのか伺います。また、近年、国においては観光立国を掲げ、北海道においても、観光は重要な産業と位置付け、国、

地方ともに観光産業を推進しているところでありますが、町長は観光について今後のような考えを持っているのか伺います。

■間歇泉公園に再び訪れるための更なる施設づくりが課題となっており、ことから、関係団体と協議検討を行ないメインの間歇泉公園をはじめ、鹿部公園、ひょうたん沼公園、パークゴルフ場、漁港、温泉も含め、他市町との一体化した広域的な観光に取り組んで参りたい

(答弁者)
川村 茂 町長

それでは、佐藤議員の一般質問についてお答えしたいと思います。

1点目は、観光客の減少と今後の対策であります。鹿部町全体としての入込客は、平成13年度の約38万人をピークに減少を続けており、平成18年度には約25万人と35%あまり減少しております。特に、間歇泉公園の入園者数は、ご指摘のとおり、平成11年4月20日開園しました。当初は、91、931人の入園者数がありましたが、翌年の12年度には62、458人と減少し

ております。その後、ホテル・旅館、更にはPR効果も表れ、14年度から16年度までは、8万人以上となっておりましたが、17年度より減少傾向となり、18年度実績においては、65、040人、19年11月末現在では46、548人となっております。

またこの道南地方、函館市も含めて大変苦戦をしている状況でございます。

減少の要因につきまして、種々あるうかと思いますが、北海道では旭山動物園、富良野周辺、そして知床へ観光客が流れているものと推察しているところでもあります。

私と致しましては、憂慮しているところでありまして、間歇泉公園の入園者に限らず、鹿部町観光全般にわたり、マスメディア等を活用すべく予算も計上し執行している訳であります。なかなか効果が現実的に見えてこないと言うのも事実であります。

間歇泉公園は、開園後8年を経過した施設でもあり、もう一度初心に戻り、間歇泉公園の存在を根気強くPRして参りたいと思います。

また、その手法につきましても、関係団体との協議も行い実施して参りたいと考えておるところでございます。

次に、観光についての展望であります。北海道はさらなる観光客の増加が見込める地域と私は思っております。

特に、道南地域でありますが、五稜郭タワーの新設や、東日本フェリーの高速速フェリー「レラ」の就航、更には、今後北海道新幹線の新函館駅までの開通により、道南観光は発展性が大いにあると思っております。

一方、鹿部町を考えた場合であります。道南の中の鹿部町の魅力について、現在やはり再考しなければならぬ時期に来ていると思っております。

具体的には、間歇泉公園に再び訪れるための更なる施設づくりも課題がある、と強く感じているところであります。観光は、当町にとって水産関連に次ぐ産業と思っております。第4次総合計画の中で連携観光を目指し、他産業との結び

つけを模索しており、庁舎内において推進体制を取らせているところでもありませんし、関係団体との協議検討を始めたところでございます。

又、現在進行中の鹿部バイパス整備との関連性も視野に入れてメインの間歇泉公園をはじめとし、鹿部公園、ひょうたん沼公園、パークゴルフ場、漁港、温泉も含め、また、他市町との一体化した広域的な観光そして、食・自然も再確認しながら「漁業の町鹿部らしい」観光に取り組んで参りたいと思っております。

■再質問と再々質問の要約

(質問者)
吉 英樹 議員

今の答弁で、大方理解しましたが具体的にお聞きしたい部分があります。

まず、一つ目は先に町で購入した間歇泉公園山側の土地の活用方法についてお伺いします。

次に、間歇泉公園に隣接する旧塩田があつた土地を購入する計画がありましたかその後の進捗状況と議員全員協議会で課題とされていた間歇泉をドーム型にする改修計画についてお聞きします。

最後に、これから町として「鹿部町の温泉」をどのようにPRするのか町長の考え方をお伺いしたい。

■再答弁と再々答弁の要約

(答弁者)
川村 茂 町長

最初に、今回購入した土地に関するご質問ですが、広大で景観がすばらしいと言うことで色々な活用方法があると考えております。

下側には間歇泉公園がありますので一体的な施設を考えております。整備につきますしては、庁舎内でも検討を始めておりますし、観光協会や商工会とも協議を開始しておりますので、その議論を加えながら計画を出来るだけ早く進めて参りたいと思っております。

次に間歇泉公園に隣接する土地の買収計画ですが、現在、利用されている方がおりますので、私共が購入するには地主と使用されている方との話し合いがなされて購入することになっております。

その後、地主と現在利用している方との話し合いが

中々進展しておりませんので、当面は静観していると言う状況であります。



間歇泉のドーム型構想であります。設計者と調査しておりますのでドーム型にするか別の型があるか色々検討しておりますが、年度内の2月末までに結論を出し、その報告をしたいと思っております。

最後に「鹿部町の温泉」のPR方法ですが、来年度予算の部分でその辺を配慮し観光協会や様々な団体と検討しながらPRを進めて参りたいと考えておりますのでご理解を戴きたいと思っております。

※再質問、再答弁については、要約しております。

あなたも議会を傍聴して見ませんか。



次の定例会は、3月上旬に開催される予定です。

(開催日が近くなりましたら町防災無線でお知らせします。)

～傍聴手続きは簡単です。～

傍聴席の入り口にある傍聴人名簿に住所と氏名を記入するだけです。

委員会の活動

総務経済常任委員会所管事務調査

◇構成委員

委員長 竹ヶ原 公勝、副委員長 浦 梅吉

委員 伊藤 辰男、委員 千葉 光義、委員 吉 英樹



◇調査事項

鹿部町水道事業会計の運営状況について

◇調査実施日

平成19年11月1日

◇調査方法

担当課から説明を受け、提出のあつた資料に基づき、質疑を行った。

◇調査結果

鹿部町の水道は、昭和28年12月に創設され鹿部川を水源として取水し簡易ろ過方式により水道水の供給を行なっている。

行政区内人口4,785人(平成19年3月31日現在)に対し、給水人口は4,752人となっており普及率は99.3%である。

浄水施設の1日の配水能力は3,300³mの処理能力を有し、平成18年度における年間の総配水量は934,000³mを配水しており1³m当たりの給水原価は132.72円となっている。

平成18年度の決算では、営業収益が1億5百98万5千円、経常費用が8千6百74万1千円となり経常収益から経常費用を差引き1千9百31万6千円の純利益を得ている。

企業債の償還は元金と利息を含め5千8百6万3千円を返済しており18年度末の起債残高は6億8千3百25万5千円となり、平成37年度をもって終了する予定である。

今後の改良事業計画であるが、今年度から3カ年でシシペ地区の配水管布設工事が実施されており、3千6百42万4千円の事業費を見込んでいる。この事業は補助対象外の事業であることから自己資金で賄う予定となっている。

渡島管内における料金比較では、一般家庭の家事用を10³m使用した場合、当町は11町中7番目で管内平均の1,669円を下回る1,500円の低料金となっている。

現段階においては、問題は生じていないものと思われるが、水道事業の使命は住民に安全で信頼される美味しい水を供給することから、事業の趣旨であることから、水質管理及び事業運営に万全を期すことを望むものである。

民生文教常任委員会所管事務調査

◇構成委員

委員長 佐藤 頼幸、副委員長 中川 一
委員 盛田 鐵次、委員 小林 勲、委員 野田 重毅

◇調査事項

鹿部町介護保険事業特別会計の現況について



◇調査実施日

平成19年11月1日

◇調査方法

担当課より説明を受け、資料に基づき、質疑を行った。

◇調査結果

介護保険制度は、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支える仕組みをつくることを目的として創設され、平成12年4月1日から開始された。その後、平成17年10月1日からサービス利用者負担の見直しが実施され、更に平成18年4月1日から制度全般について大幅な見直しが行なわれ、これまでの介護予防を見直し、要介護状態の重度化の防止及び要支援・要介護状態に

なることを防止するため、介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置が義務化された。

当町においては、昨年10月1日から地域包括支援センターを設置し、高齢者や家族の総合相談、虐待の防止、早期の介護予防などの支援事業を実施している。

介護保険は保険者である市町村が運営主体となり市町村区域内に住所を有している65歳以上の方が1号被保険者で介護保険料を市町村に納め、40歳から64歳までの方が2号被保険者となり、医療保険料と一緒に介護保険料を納めることになっている。

当町における1号被保険者の介護保険料は一般世帯で月額3,500円となっており、全国平均の4,050円を下回っている。

介護や支援が必要な状態となったときは、市町村（保険者）に要介護認定の申請をし、認定された要介護度に応じて、それぞれの限度額の範囲内で介護サービスを受けることができる。但し65歳未満の場合は特定疾病に該当しなければ、給付の対象にならない。

在宅サービスを利用するにあたっては、要支援1～2の場合は地域包括支援センターが、要介護1～5の場合は、在宅介護支援事業者に依頼し無料で「介護サービス計画」を作成し、それに基づき給付を受けることができる。

なお、介護（予防）サービスの利用者負担は、原則1割負担となっているが、食費・住居費など日常生活費の負担は別途負担することになる。

平成18年度末の当町における介護認定者の状況であるが、要支援1～2が23名、要介護1～5が110名で全体では133名が介護（予防）サービスを利用しており、人口に対する認定率は11.9%である。

また、給付の状況は、主なものでは介護給付（要介護者）に居宅介護サービス費31,446円、864円、施設介護サービス費104,985円、511円、予防給付（要支援者）に介護予防サービス費1,376円、145円が給付されている。平成18年度の決算においては、歳入2億4,721万1千円に対し歳出1億8,300

百38万円で歳入歳出差引き2千1百68万3千円の実質収支となり、うち介護保険給付費準備基金に1千5百万円を積立し、残りの6百68万3千円が翌年度に繰越されている。

現段階においては、健全な財政運営に努められているものと思われるが、介護保険適用の療養病床が今後廃止され、行き場のない介護難民の増加が懸念される。今後、当町を初め全国的に高齢化が進展することが予想される。また、現在において町内にグループホーム等が整備されていないことから、町外に入所しているケースも見受けられる。

高齢者が住み慣れた地域で安心して介護（予防）サービスを受けられるよう、町内に所在する福祉施設及び医療機関と一層の協力・連携を図り、早期に民間等による施設を整備されることを望むものである。

◇編集 議会運営委員会

委員長 伊藤 辰男
副委員長 吉 英樹
委員 盛田 鐵次
委員 竹ヶ原公勝